

令和7～9年度医療施設等施設・設備整備事業 国庫補助事業計画の作成要領

令和7年度以降に医療施設・設備整備に関する補助を希望する医療機関は、次の作成要領に従い事業計画書を御提出くださいますようお願いいたします。

事業計画書の提出に当たっては、別紙「国庫補助事業の概要」に加え、各補助金交付要綱や各補助メニューに関連する各種法令・実施要綱・厚労省通知等を必ず御確認いただき、補助を受けようとする医療機関が交付対象になることを御確認ください。

なお、事業計画書を提出することによって補助事業の採択が約束されるものではないことを御了承いただくとともに、添付している実施要綱はいずれも令和6年度時点のものであるため、事業によっては令和7年度以降に廃止となる可能性があることに御留意ください。

1 提出書類

(1) 事業計画書

① 医療施設等 施設 整備費補助金

- ア (様式1) 総括表
- イ (様式2) 事業費内訳書
- ウ (様式3) 要望する事業区分の個別様式

② 医療施設等 設備 整備費補助金

- ア 総括表
- イ 様式1 (要望する事業区分の個別様式)

③ 医療提供体制施設整備交付金

- ア (00 交付要綱様式) 第1号様式の別紙1及び別紙2
- イ (01 基準額算出内訳書) 要望する事業区分の基準額算出内訳書
- ウ (02 個別様式) 要望する事業区分の個別様式及び施設整備事業費内訳書

④ 医療提供体制推進事業費補助金

- ア 「交付要綱(様式)」第1号様式の別紙1及び別紙2
- イ 「交04_07 個別様式」 要望する事業区分の個別様式

(2) 添付書類

① 医療施設等施設整備事業・医療提供体制施設整備交付金

ア 以下の図面一式(カラー)

(ア) 整備区域を含む建築物ごとの整備前と整備後の平面図(整備区域内にある病室の病床数、壁芯面積、内法面積、各室の用途を記入すること)

(イ) 整備前と整備後の建物の配置図(整備前の配置図には竣工年次を記入すること)

イ 見積書

ウ その他参考となる資料

② 医療施設等設備整備事業・医療提供体制推進事業費補助金

ア 見積書(2者以上、ただし特殊な設備である等の理由で1者からのみ見積書を徴す場合にはその旨申告すること)

※見積書は、原則割引後の価格とし、実勢価格を調査のうえ過大に見積ることのないようにするとともに、以後変更の生じることのないようにすること。

イ カタログ

2 事業計画書作成上の留意事項

事業計画書の提出に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 事業計画書は、現時点での交付要綱の対象経費・単価に基づき作成すること。なお、単価改正等で事業計画書の修正を依頼する場合がある。
- (2) 令和8・9年度分については、現時点での計画を記載すること。
- (3) 各事業計画書（様式）に注意書きがあるものについては、それに従うこと。
- (4) 事業計画策定にあたっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑問点については担当保健所企画課又は県庁医療対策課へ事前に協議すること。
- (5) 財源について、市町の負担を伴うもの（病院群輪番制など）は、その負担が確実なものであること。
- (6) 施設整備にあたり財産処分を要するものについては、原則として過去に交付した補助金の返還が生じることから、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の様式により財産処分承認申請書（案）を作成し添付する必要があるので、事前に担当保健所企画課又は県庁医療対策課へ協議すること。
- (7) 用紙サイズは原則A4とする。拡大・縮小コピーでサイズを統一すること。ただし、設計図等A4では視認しづらい資料についてはA3も可とする。
- (8) 県立病院については、県公営企業管理局が取りまとめを行うので、提出にあたっては保健所を経由しないこと。
- (9) 医療施設等施設整備事業及び医療提供体制施設整備交付金事業の事業計画書作成に当たっては、次の点に留意すること。
 - ① 「所在地」欄は、移転新築の場合は、移転前後の所在地を記入すること。
 - ② 数値を記入する欄については、小数点以下が生じる場合は小数点以下第3位を切捨て第2位まで記入すること。
 - ③ 「構造の種類」欄には、鉄筋コンクリート、ブロック等の施設構造の種類を記入すること。

3 問合せ先・事業計画書提出先

医療機関（県立病院除く）所在地	窓口	代表アドレス	電話番号
四国中央市	四国中央保健所企画課	shikoku-hoken@pref.ehime.lg.jp	0896-23-3360
新居浜市・西条市	西条保健所企画課	tou-hokenkikaku@pref.ehime.lg.jp	0897-56-1300 (内線315)
今治市・上島町	今治保健所企画課	ima-hokenkikaku@pref.ehime.lg.jp	0898-23-2500
伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町	中予保健所企画課	chu-hokenkikaku@pref.ehime.lg.jp	089-909-8755
八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町	八幡浜保健所企画課	yaw-hokenkikaku@pref.ehime.lg.jp	0894-22-4111 (内線279)
宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町	宇和島保健所企画課	nan-hokenkikaku@pref.ehime.lg.jp	0895-28-6105
松山市	県医療対策課	iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp	089-912-2447

4 提出期限・提出方法

- (1) 提出期限：令和6年8月20日(火) 必着
- (2) 提出方法：3の事業計画書提出先に対し電子データで提出すること
なお、図面については電子データと併せてカラー印刷で2部提出すること

5 スプリンクラー設置等に係る補助事業について

平成25年度の消防法施行令の改正に伴い、これまで、医療施設等施設整備費補助金において有床診療所等におけるスプリンクラー等施設整備が補助対象となっていたところですが、令和7年6月30日に設置期限が到来することに伴い、令和7年度以降、同補助事業は廃止される可能性がありますので御承知おきください。

なお、設置対象となっている医療機関におかれましては、令和7年6月30日までに確実にスプリンクラー等を設置いただきますようお願いいたします。